

株式会社北島建設を認定！

徳島県内
第34号

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第34号として、株式会社北島建設を平成26年5月28日付けで認定しました。

徳島労働局長室で認定通知書交付式を行いました



平成26年6月11日の認定通知書交付式において、樋野局長から認定通知書の交付を受ける株式会社北島建設の北島代表取締役（右）



次世代認定マーク「くるみん」

株式会社北島建設の取組の概要

1 行動計画の期間

平成23年4月1日～平成26年3月31日までの3年間

2 行動計画の目標

- ① 全社員に対し産前産後休業、育児休業制度の周知や情報提供を図る。
- ② 平成26年3月までに残業時間を計画期間前より削減する。
- ③ 妊娠中の女性社員の母性健康管理制度について周知徹底を図る。

3 取組結果

- ① 平成23年4月、社員用手帳に制度の内容を掲載して社員へ配布した。
- ② 平成23年5月に毎月第2木曜を「ノー残業デー」と設定し、ポスターの作成・掲示により周知した。
これにより、残業時間が計画期間前より減少した。
- ③ 母性健康管理制度等についての周知用文書を作成し、厚生労働省作成のパンフレットと併せて掲示した。

4 その他の先進的取組

- ① 子の看護休暇制度について、賞与、昇給及び退職金の算定に当たって、取得期間は通常の勤務をしたものとみなしている。また、年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、取得した日は出勤したものとみなしている。
- ② 育児短時間勤務制度について、小学校第3学年修了までの子を養育する社員が利用可能としている。また、昇給及び退職金の算定に当たって、制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなしている。